

令和健康科学大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和健康科学大学(以下「本学」という。) 学則第40条に規定する学生の懲戒について必要な事項を定める。

(懲戒の考え方)

第2条 懲戒は、本学学生の本分を全うさせるために、学校教育法および学校教育法施行規則に基づき行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

(懲戒の対象とする期間)

第3条 懲戒の対象とする期間は、学生が本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象とする行為)

第4条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 学問的倫理に反する行為
- (5) 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (6) その他学生の本分に反する行為

(懲戒の種類)

第5条 懲戒の種類は次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
 - (2) 停学 6箇月以内の一定の期間又は期間を定めずに登校を停止すること。
 - (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること
- 2 前項第2号に規定する停学のうち、6箇月以内の停学は有期停学と称し、確定期限を付すものとし、6箇月を超える停学は無期停学と称し、確定期限を付さないものとする。

(調査及び審議命令)

第6条 学長は学生に懲戒の対象となりうる行為があったと認められる場合には、事実関係の調査、懲戒の要否と懲戒処分の種類の審議(以下、「調査等」という。)を行うため、学生懲戒委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(学生への告知及び調査)

第7条 学長は、第5条の調査等を行うにあたっては、懲戒処分検討学生に対し、その旨を告知する。

2 事実関係の調査を行うにあたっては、当該学生に口頭又は文書による弁明の機会を与える。

(登校禁止措置)

第8条 学長は適正な調査の遂行又は懲戒対象学生及びその他の学生の利益の保護を目的として、懲戒対象学生に登校の禁止等の必要な措置を講じることができる。

2 前項により懲戒対象学生に登校の禁止の措置を講じた場合、懲戒対象学生に停学処分を行うとき、停学期間については、当該登校禁止期間を考慮して定めることができる。

(委員会の組織)

第9条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学科長

(2) 学長が指名する教員

2 委員会に委員長を置き、学科長のうちから学長が指名する。

(委員会の議長及び議事)

第10条 委員長は委員会を招集しその議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

2 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(委員会委員以外の者の出席)

第11条 委員会は必要と認めた者の出席を求め意見を聴取することができる。

(審議結果の報告)

第12条 委員会での調査等の結果は、委員長が学長に報告するものとする。

(教授会での審議)

第13条 懲戒対象学生の所属する学部の教授会は、委員会での調査等の結果について、学長が懲戒処分を決定するにあたり意見を述べるものとする。

(懲戒処分の決定)

第14条 学長は、懲戒対象学生の所属する学部の教授会の意見を踏まえ、懲戒処分を決定する。

- 2 学長は懲戒処分決定に当たり、必要と認める場合には、再度調査等を行うことができるものとする。この場合には、第5条から前条までの規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第15条 懲戒対象学生への懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生及び保護者に交付することにより行う。ただし、交付不可能な場合には、他の適当な方法により通知するものとする。

(懲戒処分の発効)

第16条 懲戒処分の発効は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(公示)

第17条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。

- 2 公示する事項は、学部、学科、学年、懲戒の種類及び懲戒理由とする。
- 3 公示期間は1週間とする。
- 4 特段の事情がある場合、委員会及び教授会の審議を経て、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(停学中の指導等)

第18条 学部長等は、停学処分又は登校禁止措置の期間中の学生に対して定期的に指導を行うものとする。

(無期停学処分の解除)

第19条 学部長は、停学処分の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学処分の解除が妥当であると認めた場合には、教授会の議を経て学長に申し出るものとする。

- 2 学長は停学処分の解除の妥当性について委員会に諮り、その結果を踏まえて停学の解除を決定するものとする。

(再審査)

第20条 懲戒処分を受けた学生は事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は再審査の必要があると認める場合には、再度事実関係の調査及び審議を行うことができるものとする。

(厳重注意)

第 21 条 学長は、学生の行為が懲戒するに至らないと判断した場合は、教育的指導の観点から、文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。

(雑則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は令和 4 年 7 月 20 日から施行する。